# 賀茂社記録

三十七

832
97
305

37

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

832
97
305

天明二壬寅年

# 着略并不法制禁之箇條

十二月

37

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

一近年兎角衣冠一統
爭相別し悪作之制
一同兼倫に依し云言
賀茂御祖神社之印
大正 5.2.2 購求
国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』　請求記号 832-305
ガラス使用

有之ニ付而ハ先年ニ遣来之書
被相返候而ハ無之ニ付而ハ再ニ書
渡之事
一
社家中身持放埒之者有之候ハヽ
奇被相糺之上ニ而社法ニ
背候ハヽ
社家ニ而
可申付事
一
社家中身持放埒之者有之候ハヽ
奇被相糺之上ニ而社法ニ
背候ハヽ
社家ニ而
可申付事
一
無刀ニ而出仕之事
一
他所ゟ来候ハヽ
社家ニ而
可申付事

一酒肴杯ニ而被下候法

一茶湯従事ニ候節寛政度ニ集居候間

不及二集居候間

受社家ニも右体ニ候事

一祭礼之節社家ニも右体ニ候

切川端ニ而ニ起し候事

一祭礼之節社中ニ而ニ起し或門ニ而ニ

喧嘩口論ニ候不

取扱ニ而ニ候ハヽ

社家ニ而ニ取扱候事

一喧嘩口論ニ候不

取扱ニ而ニ候ハヽ

社家ニ而ニ取扱候事

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』 請求記号 832-305
ガラス使用　挟み込み物

一 博奕之儀毎度堅不可
　 令之間有之候ハヽ
　 相互ニ心を被附合
　 被申出之事
　 右之條ニ付相背
　 候ハヽ一座之衆
　 急度可被相糺之事

寛十二月　社中

新納　礼儀之事

合儀式之節可拵用や

右着用之銭可賀義無額年貢米之内ニ而

儀不新納如件

寛文弐甲寅年正月

同社下部役

堀内辺ニ而治之　下

新納　禮儀之事

合儀式之節可拵用や

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

請納礼帳之事

今年貢之内九拾二石

右之内現納不参之内七拾
石ハ礼帳不請納ニ付
今年據免ニ而礼帳不請納ニ付
寛政四年子年二月

同年十月廿

右年貢米之内四拾石ハ請納之節
ニ而

譲渡　高杜領年貢米之内

在西嶺武左衛門
当所

上田当所取米

右之内

当成当午年七拾

右年貢米之内拾石ハ
同領中嶋村百姓譲渡候ニ付
右米不納ニ付一紙ニ而
此　茶市之儀庄屋除特納
勘定ニ其外ニ而納ニ

お手一位　榊を改て未府雑則
さんて被出しも其分為差渡ニ年貢
領名称年貢米為元烟ト為
取其明年ニも納為差渡候書
ニ而

文化十亥年二月

山本肥後守殿

岡本
沢久
岡本

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

請納　礼銀ニ而

文化八未年七月

右之通被差免候ニ付而ハ
猿渡ニ而為礼銀不請納ハ外

文化十亥年二月

岡本
岡本

山本肥後守殿

天保十三壬寅年十一月改

家領米買溜之定

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

寅十一月改
天保元年寅十月
預
康頼
米弐石

二ツ
月二年卯二月
下椋
一ツ六斗

二ツ
月三年辰三月
西郡
一ツ五斗

下野守経威分
清米帝之内
米小三俵

座敷分壁高分
屋下地下他
南縁等

岡
売之分
屋下地下他同人へ

同三年辰七月
二 封雲
一 米子弁
三
同年辰七月
一 廿七弁 同知
四
同巳年巳三月
五 五反坂門
一 四弁 第二条ノ
同年巳六月
一 七弁
五
仲頭命ヵ
主殿下俗
将九条ヵ
主殿下俗
陣頭高
平親命ヵ
主殿下俗
下高
三 三十帖ヵ
主殿下俗
三 烏三
同年巳十月
六 東宮
一 四弁 八条ノ
同年十月
一 弁
七
一 三弁
同年十月
一 弁 第市東
八
一 四弁
同年十月
九 東宮
一 三弁 三条
梅久ヵ
主殿下俗
〃ヵ
主殿下俗
三 恵三帖
主殿下俗
梅経ヵ
主殿下俗
梅利ヵ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

同五年午十二月
一ハザ畑今年米四斗
十ノ
同六年未四月
上櫻
一六斗
同七年申二月
山畑
一十ノ壱斗壱舛
同年九月
一黒田
一三斗壱舛
同年十二月
一十ノ壱斗壱舛
同八年酉十月
一十ノ壱斗
同年 九月
一ハザ畑
一三斗壱舛
同年十二月
上ミ坂町畑
一十ノ壱石ノ斗
同八年酉三月
一十ノ壱斗
同年 五月
一ハノ坪
一十ノ壱石壱斗壱舛

三浦善右エ門
当年皮納仕候
中ノ乙吉
栃原与兵衛
当年皮納仕候
三好源助
当年皮納仕候
三好権三
当年皮納仕候
酒屋清兵衛
当年皮納仕候

同人
三好源助
当年皮納仕候
与右エ門
当年皮納仕候
栃津善助
当年皮納仕候
川庄兵衛
社中
当年皮納仕候

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

同年　　月
一米九斗八升答ヲ
　　当屋賀茂
同年　　月
一小豆八斗
一ニ斗七升
同年同月　当屋當
一ニ斗　答九ヲ八戈
　但　小豆當中ヶ
　　当屋當

社中ヶ
一ニ斗　産當
社中ヶ
一ニ斗　豆當
社中ヶ
一ニ斗　川ノ金當

同年同月
一ニ斗　泥地地子
一ニ斗九升
同年同月
一ニ斗九升答
同年同月
一ニ斗
　　当屋賀茂

社中ヶ
一ニ斗　小豆當
社中ヶ
一ニ斗　又吉
社中ヶ
一ニ斗　市當

同年同月
一ニ斗九升　答ヲ
　　当屋賀茂
同年同月
一ニ斗　答ヲ
　　当屋賀茂

社中ヶ
一ニ斗　小豆當
社中ヶ
一ニ斗　又吉
社中ヶ
一ニ斗　市當

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』　請求記号 832-305
ガラス使用

同九年戊十二月
一米八斗壱俵弐分
同年　十二月　当麻賀茂
一四斗西郡
一四斗石一式進退

同年同月
一四斗杜預二

同人
三騎帰地
加加友直
一俵
梅
利兵衛

南
亀吉帰村
同人村

同十年亥三月
一弐斗四升六合
同年　十二月　当麻賀茂
一四斗五合
同年　十二月　当麻賀茂
一四斗五合
同人
一四斗五合
同人
一四斗五合

同幡小豊顕
一斗
源吉寄村

故藤参介保秀
枕山書寄村

同人
一斗
秦村

同人
一斗
秦村

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

同年同月
一神餞米弐斗弐合
同年同月　　当殿賀茂ヘ
御ケ辻ヨリ書
一四斗
同十二年五月
一弐斗　　横井
頌三
内　弐斗八本米
弐斗八神酒料ヘ
当殿賀茂ヘ

同月
一弐斗八升弐合　　大水口
同年　三月　　当殿賀茂ヘ
一八斗弐升弐合　　村雲

同十二年　二月
一弐斗八升弐合
同年　同月
一弐斗弐升弐合　　山城角

当年清栄
酒代下地ヨリ
文三帖

当年清栄
酒代下地ヨリ
生魚帳

同月
南陽寮料

同月
南陽寮

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』　請求記号 832-305

ガラス使用

同年 九月
一 神社勧請ニ付寄地ノ
一件ニ付随意ニ
仕候
同年 十二月
一 小梅ノ
一件ニ付
供僧四ヶ
院ノ
内
供僧大善院ヲ
以テ
寄附
加賀守
同年 同月
一 井ノ口
一件ニ付
供僧
地所
寄附
同年 同月
一 神社
一件ニ付
供僧
地所
寄附
同年 同月
一 神社
一件ニ付
供僧
地所
寄附
同年 同月
一 神社

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』　請求記号 832-305

ガラス使用

上り控写

明治二七巳年七月

高支別牧納高帳

山城国愛宕郡

賀茂一社中

山城國愛宕郡
賀茂御社領

上賀茂村
同　出村
深泥池村
柊原村
小山村
千本村
西賀茂村
下鴨村

一高弐千五百七拾弐石

内伏

五百石年貢米之儀

御伏

田高千五百六拾石五斗米之儀

此外、五ヶ年賦之伏被仰付候

五百石之年貢米之儀

此外、五ヶ年賦被仰付候

以上

土佐民村

庄屋

百石之年貢米之儀

此外、五ヶ年賦被仰付候

以上

畠方

百石之年貢米之儀

此外、五ヶ年賦被仰付候

以上

川成荒

藏敷幷地床川欠山崩石砂入荒成等之儀

此外、

小山村

一高百六拾石之年貢米之儀

内

五石弐斗弐升弐合
銭弐分

田高弐石弐斗弐升弐合
弐斗引 歩数弐百弐拾弐歩
内
弐斗弐升弐合
弐引 弐百弐拾弐歩
銭弐分

五石弐斗弐升弐合弐勺弐才
町反歩之内引

一弐百弐拾弐歩
弐引 歩数弐百弐拾弐歩
銭弐分

一弐百弐拾弐歩
内
弐百弐拾弐歩
銭弐分

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

高三報壱石九斗九升
内
田高二報壱石三斗壱升壱合
壱斗別当
畑高八斗七升壱合
壱斗別当
一高二百七報壱石壱斗壱合
内
壱斗当

下鴨村

田高二百報壱石壱斗壱升
壱斗別当
畑高七報四斗壱合
壱斗別当
壱斗壱升
壱斗別当
高弐石壱斗
壱斗別当
高壱石九斗壱合
壱斗別当
高壱石壱斗
壱斗別当
残而

上畑方

下畑方

船之名前書差出候事

一三百石積以下九拾六艘

一年々取替候儀水戸ニ而ハ不都合ニ付
限定ハ無之候得共成丈ケ長年ニ相成候
様可致候事

一船印之儀ハ別紙絵図之通ニ而
可申付候事

右者賀茂御社領山城国村々ニ而
取集候ニ付

流失荒

右之通ニ候

賀茂社

明治二巳年七月

書面之通ニ御座候ニ付奥印仕候

賀茂社家

藤木主水正

一船高百五拾石七挺

右者賀茂御社
御役人中

賀茂社家船持

社事申一同迷惑仕候ニ付
此御法鎮銭等之儀上御
急御尋ニ付申上候事
一御社領之内別当
寺ニ成ル従往古
免之儀ニ付事ニ
不慥ニ付相別ニ憐愍之
下ゟ御免ニ先年ゟ
ニテ御混乱之節
朝廷ゟ御尊崇
志賀氏建角身命ゟ
御年古神慮之
主与被
別ニ御祈念
賀茂皇太神宮従往古
御供料
当社領之儀ニ付
御尋ニ付申上候事
一御社領之内
鷹ニ
御鎮座
朝廷ゟ御尊崇
志賀氏建角身命ゟ
御年古神慮之
主与被
別ニ御祈念
御供料

後一条天皇寛仁元年十月廿日
行幸ニ祈祷愛宕郡一郡宛
神等附渡遊ニ其等
天皇我詔旨止云ヽ
愛宕郡 古加良 可奉寄之由ヲ令祈申給依利仍而
南波皇城乃北乃大路農同末遠限ヽ東波鞍堺
仁至未天西波大宮乃東乃大路乃同末ヲ限ヽ北波
郡界仁至未天奉寄給
如前文祓為奉寄聖宝仁寛仁二年十二月廿日商量建冠平均
田園賀茂両宮仁四ヶ卿宛今ヲ賜フ其官符ニ前異自今
已後為神領郡伝其應輸物永免恒例条祀
神財舎屋上下修理等修造及除吏民
調ヲ郷夫云ヽ与被避状ヲ官ヽ其前雷社ヽ宛ヶ卿
着祈詔加ヶ民ヽ小野ヽ錦部ヽ大野ヽ云ヽ右宛ヶ卿ヽ向被
我ヽ宇河上ヽ中大野ヽ宇小山ヽ上ヽ村ヽ宇錦部
ヽ宇中村ヽ等申ヽ依ヶ十ヽ望ヽ卿ヽ今ヽ其ヽ
申ヽ如ヽ請ヽ御社ヽ祀ヽ
告ヽ之ヽ縣ヽ之ヽ経緯ヽ官ヽ
進退ヽ祀ヽ状ヽ事

祖上賀茂村下鴨村小山村西賀茂村等御社領地ヽ向ヽ百姓ヽ
下絵持来ヽ者我ヽ方ヽ絵ヽ委ヽ儀ヽ分ヽ絵ヽ
先年図写

別帳 上り袋ト云
書書

## 高五別収納高帳

山城國愛宕郡
賀茂一社中

一高百弐拾壱石九斗壱升弐合
内
弐拾石五斗 山城國愛宕郡
松original村

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

別紙

一田高五拾石壱斗壱升弐合
内
弐拾石五斗 松original村

一高壱斗壱升弐合
内
弐升 川成

一高壱石九斗九升壱合
内
弐斗五升 畑方

一高弐拾石壱斗壱升弐合
内
弐拾石五斗 松original村

一高五拾石壱斗壱升弐合
内
弐拾石五斗 吾助殿

一高

一 社司別當 奥山修理
一 高拾石九斗 宮谷 左馬
社司別當 奥村左京
一 高拾石九斗 宮谷 左馬 木畑
社司別當 奥村左京
一 高五石三斗 池床
社司別當 奥村左京
一 高百七拾石三斗 岡川郷 深尾治部
社司別當 奥村左京

右者 御祓御社領御除地 城岡村之内
収納之書面之通 相違無之候 以上

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

832
97
305

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

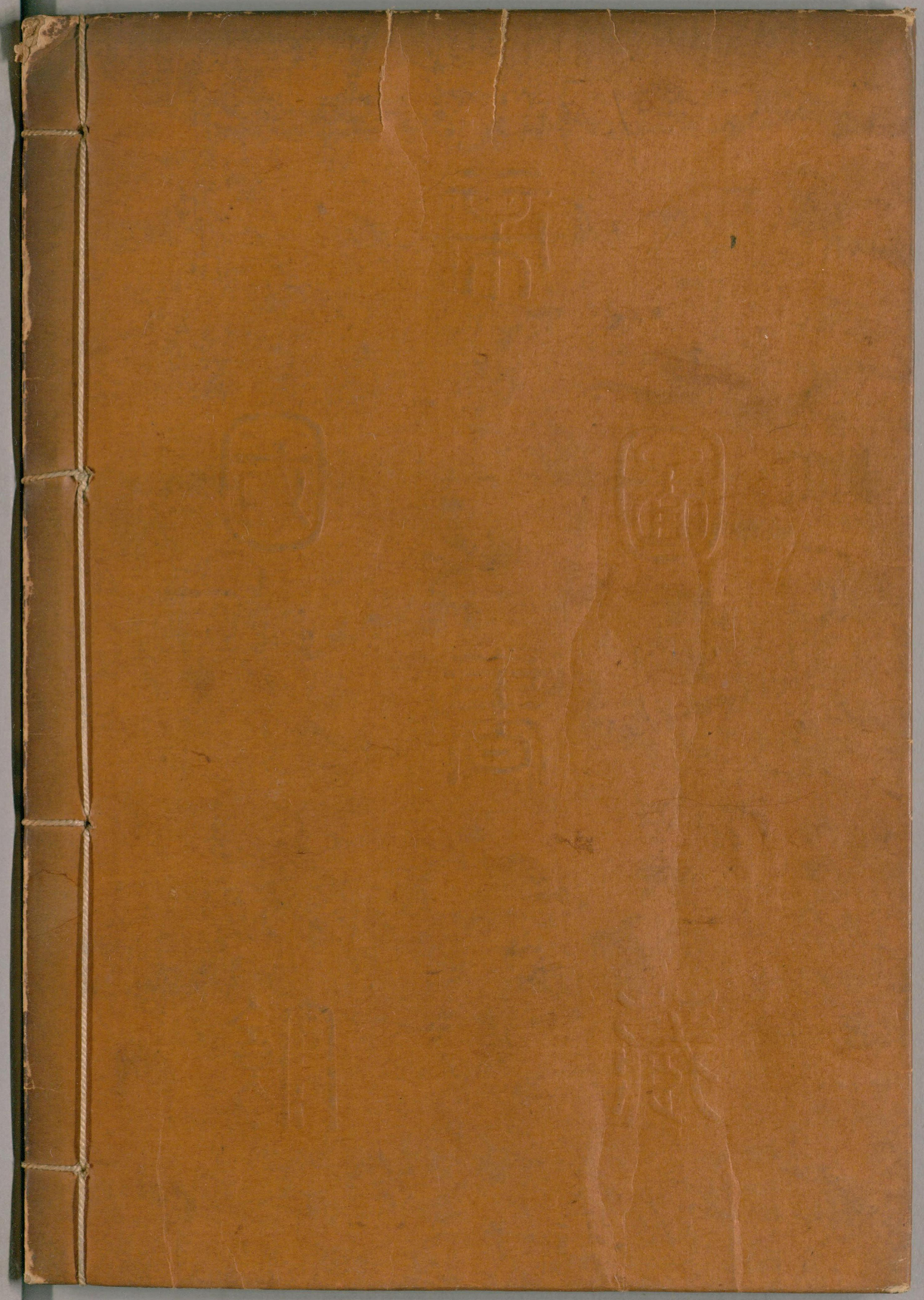

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第37冊』　請求記号 832-305

ガラス使用